

限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の更新・申請

保険年金課 後期 ☎ 66-1102
国保 ☎ 66-1103

●限度額適用認定証

医療機関窓口にて提示することで1カ月に支払う窓口負担金額が自己負担限度額までとなります。

●標準負担額減額認定証

入院時の食事代が減額されます。

1食あたりの入院時の食事代

○市県民税非課税世帯

- ・90日までの入院 230円
- ・90日を超える入院（申請月から過去12カ月間の入院日数） 180円

※所得が一定基準に満たない世帯の方で70歳以上の方は申請により入院日数に関わりなく自己負担額は110円。

各認定証の有効期限

7月31日迄

●後期高齢者医療制度加入の方

現在認定証をお持ちで引き続き同じ認定証が該当する方には、7月下旬に発送します。新たに認定証が必要な方は、申請をしてください。

対象 市県民税非課税世帯の方または現役並み所得のある方（課税所得690万円以上の方の世帯を除く）
手続きに必要なもの 身分証明書（写真付き1点またはその他2点）、マイナンバーの分かるもの、保険証

●国民健康保険加入の方

認定証は申請により交付されます。8月以降も認定証が必要な方は、7月以降に更新手続きをしてください。新たに必要の方は申請をしてください。

※国保税に滞納があると交付できない場合があります。70歳以上で、現役並み所得世帯（3割負担のうち課税所得690万円以上）である方、市県民税非課税世帯でない方は高齢受給者証が限度額適用認定証の代わりとなります。

手続きに必要なもの 身分証明書（写真付き1点またはその他2点）、世帯主および本人のマイナンバーの分かるもの、認定証（更新の方）

立地適正化計画を改訂しました

都市計画課 ☎ 66-1142

ID 0313635

改訂した立地適正化計画を7月1日週に公表します。

野犬が増えています

環境清掃課 ☎ 57-4100

市内山間部を中心に、年間30件程度の野犬の目撃情報があります。市では県動物愛護センターと連携し、おりによる捕獲などの対処をしています。

おりの設置には地域の方の協力をお願いしています。

- ・設置場所の提供
 - ・捕獲時に県動物愛護センターへ通報
- 野犬が群れて現れると、大人でも恐怖を感じるものです。安心して暮らせる町にするため、ご協力をお願いします。

野犬を増やさないために

- ・エサを与えない
- ・エサを得られる状況を作らない（生ごみの適正な処理、ペットのエサの管理など）
- ・飼い犬の逃走の防止
- ・飼えなくなった犬を遺棄しない（動物の遺棄は犯罪です）
- ・犬の寿命まで責任を持って飼う（やむを得ない場合は、新しい飼い主を探す）

野犬を見かけたときは

目撃日時、場所、頭数、特徴など、捕獲のための情報を電話で県動物愛護センター東三河支所（☎ 0532-33-3777）へ。



家屋・土地の調査にご協力を

税務課 ☎ 66-1114

次の場合は税務課までお知らせください。

家屋係 ☎ 66-1114

- 家屋を新築（引越し前も可）・増築・取り壊した
 - 家屋の利用方法を変更した（店舗を居住用建物へ変更、居住用建物の全部または一部を店舗に変更など）
- ※家屋の利用方法により、土地の税額が変わる場合があります。

土地係 ☎ 66-1113

- 土地の利用方法を変更した（住宅用地を畑へ変更、畑を駐車場へ変更など）

会計年度任用職員 DV対策相談員

協働まちづくり課 ☎ 66-1179

ID 0285610

DV相談窓口の相談員として働いてみませんか。周知啓発、研修なども行います。

対象 平成20年4月1日以前生まれで、心理学やカウンセリングに関する知識を有する方

募集人員 1人

時給 1,511円

試験日 9月2日(日)

申し込み 8月23日(金)（8月21日(日)消印）までに、直接または郵送で、申込書（協働まちづくり課、市ホームページにあります）を協働まちづくり課（〒443-8601）へ。



市民文化祭 歌・句集

楠若葉へ作品を 投稿しませんか

文化協会 ☎ 68-5509
生涯学習課

令和5年8月～6年7月の作品の中から、自選作品短歌五首、俳句五句、川柳五句を所定の用紙（文協事務局にあります）で投稿してください。

投稿料 500円（1冊配本）

申し込み 7月24日(日)までに参加費を持って、直接文化協会事務局（市民会館内）へ。

農業者向け保険に 加入しましょう

農林水産課 ☎ 66-1126

ID 0186451

農業者の経営努力では避けられないリスクによる損失を補填する制度です。

農業経営収入保険

青色申告の方が、農産物の販売収入が減少した際に補償を受けることができます。

園芸施設共済

施設園芸農業者が、自然災害で園芸施設に被害を受けた際に補償を受けることができます。

★今年度～市費の補助あり

問合先 県農業共済組合東部支所（☎ 84-7300）